

熊本大学法学会発行

熊本法学 第五十一号（一九八七年三月）抜刷

近世ドイツ魔女裁判関係史料二題（二・完）

若曾根 健 治

近世ドイツ魔女裁判関係史料二題 (二・完)

若曾根 健 治

三

一 「バイエルンの諸侯の中で最初の組織的な魔女迫害者」であった父(四九歳で隠遁した)ヴィルヘルム五世(敬虔)公(一五七九—一五九七)の跡を襲い、二四歳で雄邦バイエルンの支配者となったマクシミリアン一世(一五九七—一六五一)は、魔女や異端者・姦通者について残忍な刑罰を領地に敷き(カー・ポーズル編『バイエルン人名辞典』レーゲンスブルク・一九八三)⁽¹⁾、本稿既述の通り⁽²⁾ドイツ諸侯中有数の魔女迫害者と云われた——バイエルン大公領そのものはドイツ諸侯領全体では魔女病の旋風に巻き込まれるところ比較的少なかったにも拘わらず——「イェズスの名だたるバトロン」⁽⁴⁾であったこの大公父子は現在、⁽⁵⁾ミュンヒェン中心部聖ミヒアエル教会に眠っている。

マクシミリアンは皇子時代、一五八七年秋から一五九一年春までインゴルシュタット大学(一四七二年六月二六日開学記念祭を⁽⁶⁾挙行)に在り歴史と法学を学んだ。当時インゴルシュタットのイェズス会の影響を受けていたが、⁽⁷⁾ここでマクシミリアン皇子の教育に主に当たったのが、もとザルトツブルク大司教書記官長(一五八五年來)ヨハン・バプティスト・フィックラー(Ficker, Johann Baptist 1533—1610)⁽⁸⁾である。かれは一五五一年から一五五五年にかけてインゴルシュタットで法学を学び、この地で、イタリア人の教会法学者 Franz Zounerii (aus Bologna) 158—92)の学僕となった。後一五六五年ボローニアにおいて兩法博士の学位を取得(Doktorat)は後の教皇グレゴール十三世(一五七二—一五八五)、一五九一年にはミュンヒェン中央政府宮廷顧問

官に就いた。この端倪すべからざる学者フィックラーに関して当面重要なのは、かれが魔女迫害の奨励者とされた点である。⁽⁹⁾ フィックラーと並んでインゴルシュタット時代のマクシミリアンに影響を与えたのは当代著名な神学者、イェズス会士グレニール・フォン・ヴァレンティア(De Valentin, Gregor 1551—1583)で、このスペイン人は一五七五年から一五九二年まで神学部の教授を勤め、やはり魔女迫害の推進者の位置にあった。⁽¹⁰⁾

この二人の薫陶下に学問を納め、父ヴィルヘルムからは恭順なる信仰心を受け継ぎ、またアルブレヒト・デニラー(一四七二—一五二八)の絵画に傾倒した大公マクシミリアン一世がその治世において、特に魔女問題に因して発布した法令には、一六一一年(二月十二日)国法(Landrecht)⁽¹¹⁾と、一六二二年訓令(Instruction)⁽¹²⁾とが数えられる。

一六一一年の制定法は大きく二部に分かれ、その一つは迷信を抜かい、そこには処罰の対象となるべき五十四形態の迷信が掲げられている(その中で十五の迷信が悪魔の手助けを要した)。このリストには、民衆の間に生き続けて来た殆んどあらゆる形態の迷信が見出されると共に他方そこから、立法者・官憲自らが如何に深く迷信に——しかも悪魔との契約・悪魔との情交が実在するといふ最大級のものにすら——囚われていたかが窺われる。いまわしい迫害や司法殺人にまで行き及ぶ当局者の迷信信仰に較べれば、民衆の世界の迷信慣行はどれほど無害であった

ことであらうか。一六一一年国法の第二部はとくに魔女魔術(Hexerei)にたいする刑罰の種類を定める。例えば、悪魔召喚者・悪魔崇拜者は焼き殺され、間接にこれを行なう者は斬首の上で火刑に処せられる。予言者、呪術師、魔術師、占星術師、娼業提供者は斬首。これらの者の照会者は追放刑。鍊金術師と言えども処罰を免がれず、罰金や収牢あるいは追放の処分を受ける。悪魔と契約を交す者は拷問を科された上火刑。財産は没収される。もし悪魔と契約を交わし「こうして悪魔の帰依者となった妖術師」⁽¹³⁾(とくに女妖術師即ち魔女)が魔法によって人間・家畜・作物に危害を加え損害を与えるならば、火あぶりにされるが、その直前に焼けたやっつとこで皮膚をつままれる。⁽¹⁴⁾

ラント裁判所諸官に宛て発せられた一六二二年訓令はジグムント・フォン・リーツラー(一八四三—一九二七)によると、「マクシミリアン公の全行政を支配した官僚主義的几帳面さの精神を息づかせていると同時に、ヤーニブ・シュプレングァー、ハインリッヒ・インステイトリス、ペーター・ビンスフェルトと言った「大物の魔女迫害」者が抱く青ざめた無気味な妄想を吸い込んでいる」⁽¹⁵⁾。この指令書は、魔女問題の「わざわざいに満ち満ちた「当局者の」公式声明」である。それによると、官憲は魔女魔術(妖術)の容疑ある者を即刻告発するよう領民に義務づけること、更に告発が告発者の被告発者にたいする憎悪、嫉妬若しくは敵意に基づきなされたものかどうか、またそれが名譽あり正直で信仰深き隣人によって提出されたものかどうかに注

意を払うよう命じられている。一六二二年訓令で興味を惹くのは、この指令書中に、被糺問者(魔女・妖術使)にたいし拷問を課し取調べに当たたる糺問官が如何なる事項につきどのような尋問を行なうべきかを示す尋問事項一覽(Interrogatoria)が掲載されていることである。ただしこの尋問項目表はあくまで取調官の一参考資料で、これとは別途に、糺問官はときどきの取調の状況に応じて随意に尋問事項を定めうるものとされている。

ところで、当訓令——発布の翌年一六二三年二月二十五日レーゲンスブルクでマクシミリアンは皇帝フェルディナンド二世(一五七三—一六三七)からプファルツ領選帝侯位を授けられる——は、新たに制定されたものでなく旧訓令の焼き直しであることが既にフォン・リーツラーによって推定されていたが、近時、一六二二年訓令の元になったものの写本——しかも唯一の——がオーバープファルツ、アムベルク市文書館(Stadarchiv Amberg)で発見され、フォン・リーツラーがかつて推量したところが事実であることが分かった。⁽¹⁹⁾これが一九〇九年九月二四日附のヴィルヘルム五世の一訓令である。これは魔法魔術と魔女魔術の「忌わしき悪徳によって人間の健康のみならず畑地の収穫物や他のその時どきの作物にたいして加えられるわざわい」から領国を守護する必要あるために発せられた。このような悪徳からの領邦の保護は同時に、「神の栄誉を救うために、(zu Rettung der Ehren Gottes)」[神(自身)によって

「世俗権力の」手中に与えられし剣」を手段に行なわれるものと観念されていた。「かくの如き害悪の根を絶やすために」(「Ausrottung solchen Übeln」)ヴィルヘルムは、ラント裁判官が「如何にして「魔法魔術・魔女魔術に係わりし」かような有害な悪人ばらを発見し牢舎に拘引し聴聞その他をなすべきか」につき当該諸官に指令を送ったのである。

一五九〇年訓令——この恰度十年前にジャン・ボダン(一五二九—一五九六)は『魔女の悪魔崇拜』(パリ一五八〇・ドイツ語版はシントラースブルクにおいて翌年発刊される)⁽²¹⁾を著わした——布告に到った契機は訓令序文にすでに知られるように魔法・魔女の災患が遠隔・近隣の諸邦においてのみならず、バイエルン大公領なるまきに「この諸侯領において幾重にも根を張って来ている」ことの憂慮にあった。大公領内に生起するに到った災患とは、オーバーバイエルン、レヒ川沿岸都市ショーンガウ(Schongau)はアウクスブルク・ブレンナー峠間通商路を抱え荷の積み換え地として栄え、当時ヴィルヘルム公の弟フェルディナンド(一五五〇—一六〇八)が差配を奮っていた)における魔女狩り(一五八九—一五九二)を指し、これはフェルディナンドによる市域内魔女大捜索に端を発し終息に到るまでに六三人が魔女の名で火刑に処せられた。ショーンガウにおける魔女迫害で眼を惹くのは、魔女を判別する手段として利用されるいわゆる魔女斑点の発見の専門家たる刑吏——ショーンガウ市の刑吏は名をイニルグ・アブリール(Jörg Abriell)と言った——の役割・活動で

料 である。⁽²²⁾ ショーンガウから伝染した魔女病は隣邦ヴエルデンフェ

ルス (Werdenfels) はティロール伯領に隣接し、ガルミッシュェルパル
タイキルヒェン、ミッテンバルト両市を含み当時フライジントク司教支
配の一伯領であった) に取り付き、ここでは、五一名が焼かれた
(一五八九—一五九〇)。こうしてバイエルン大公領における魔

女裁判はこのショーンガウ裁判をもって「流行病」と化し領内
に蔓延する。⁽²³⁾ ショーンガウの魔女鎮圧の五年後の一五九七年に
はスコットランド王ジエームズ六世(一五六七—一六二五)はニ
ディンバラから『悪魔学』(Daemonologie) (ジエームズ一世として
インシュランド王となった一六〇三年に再版を刊行) を出版している。⁽²⁴⁾

ショーンガウ魔女事件にミュンヘンの宮廷顧問官 (Hofrat)
たちが忙殺されていた最中、大公ウィルヘルムは一五九〇年四
月二日インゴルシュタット大学の神学部並びに法学部にたいし
魔女術の根絶に関する鑑定を求めた。この鑑定は文書をもって
同年四月二八日に大公政府に提出された。⁽²⁵⁾ 鑑定書の署名者として
名を連ねているのは、神学部からは、学部長のイニェス会
士マティアス・マイルホーフアー (Mathias Marhofer 1518—
1641) アルベルト・フンガー (Albert Hunger 1545—1603) イ
ニェス会士ツレゴール・フォン・ウァレンティア (既述) 同い
くストルス・ステヴァルティウス (Peter Stewart 1519—1621) 法
学部からは学部長ヴィトス・シューパー (Vitus Schöber 116
20) アンドレアス・ファチネウス (Andreas Fachneus 1587—

1597 Professor an der Universität Ingolstadt, dann in Pisa) 。

カスバル・ラーグス (Kaspar Lagus 1533—1606) としてレオン
ハルト・ツインデッカー (Leonhard Zindecker †1617) の八名
の学者。右のうち宮廷顧問官を経験した者あるいは後に経験す
る者は、シューパー(一五九〇—九二) ラーグス(一五八七—
九〇)、ツインデッカー(一五九七) の三名。一五九〇年九月二
四日附のウィルヘルム五世(敬虔) 公魔女訓令はインゴルシュ
タット大学の神学者・法学者のこのような魔女鑑定書を踏まえ
たものであったことはほぼ間違いないなからう。そしてこの訓令
発布の十年後、マクシミリアン一世公の治政三年目の一六〇〇
年、首府ミュンヘンの大公裁判所において以下本節で紹介す
る魔女事件の審理に当った諸官が裁判の拠り所とすることにな
ったのが、まさに、右記一五九〇年訓令であったのである。こ
の一六〇〇年の魔女事件が起きたのは、恰度、スペイン人法学
者でイニェス会士マルタン・デル・リオ (Martin del Rio, 1581
—1658) が、魔女迫害の權威書『魔術探究』をフリヒッセルの
東方レーヴァンの町より上梓した(一五九九年)⁽²⁶⁾ 頃のことであ
った。

(一) Karl Bosl(Hrsg.), Bosis Bayerische Biographie, 8000
Persönlichkeiten aus 15 Jahrhunderten, Regensburg 1983,
S. 512, 847.
(二) 若曾根雄治「近世ドイツ魔女裁判関係史料二題(一)」『熊本法
学』四十五号(一九八五)八二頁。

- ケルンに田波彦、Justiz in alter Zeit, Band V der Schriftenreihe des mittelalterlichen Kriminalmuseums Rothenburg ob der Tauber (1984), S. 253—255 以下を參照。
- (27) v. Riezler, Geschichte Baierns, Bd. 6, S. 130 mit Anm.1.
- (28) Michael Kunze, Der Prozeß Pappenhaimer, S. 181; ders., StraBe ins Feuer, S. 217f. 因キヨロトキトテ拜禮令の長ビボクナチのミフトメシテ市火舎館に所蔵カレバツルヨウナリトシテモナリトテ當時リーマニヤハ他から教示ヲ受けていた(右註(28)參照)。
- (29) Herzog Wilhelms in Bayern Instruction wie sich ein Richter mit den Unholden und Hexenwerks verlaumbte Personen zu erkennen, Einziehung vnd besprechung deren Auch sonsten Inn Ainem Andern Zuerhalten hab (M. Kunze, Der Prozeß Pappenhaimer, S. 304).
- (30) Bodin, Jean, De Daemonomania Magorum, Vom auß-
 erlassnen Wütigen Teuffelsheer der Besessnen Unsinnigen
 Hexen und Hexennymster/Unholden/Teuffelsbeschwerer
 /Wärsager/Schwarzkünstler/Vergiffter……:cc. und aller
 anderer Zauberer geschlechte……Nun erstmals durch den……H. Johann Fischart……ins Teusche gebrecht……Straß-
 burg 1581 (M. Kunze, Der Prozeß Pappenhaimer, S. 311)
- (31) このようないわゆる職業的な「魔女発見屋」として魔女裁判史上並名高い例は周知のようにステューアト朝期イギリスにおける
 トナー・ホプキンス (Matthew Hopkins, 17世紀中葉に著
 した『魔女の発見』(The Discovery of Witches)を(邦文に)P
 48 (A・フォクス・早稲田大学出版部『魔女・魔術の歴史——』
 (一九六八・筑摩書房)一三四頁)を参照註(27)所掲書(一
 頁)を參照。
- (32) ショーニガン・マイトホフの『魔女の証言』(1754)
 v. Riezler, Geschichte der Hexenprozesse, S. 165—168,
 175—185 を詳し。
- (33) 森林正夫『魔女の社会史』(一九七八・未來社)十一頁以下。
- (34) v. Riezler, a. a. O., S. 187—8. „Responsum Theologiae
 et Juridicae Facultatum Academiae Ingotladensis in
 Causa Maleficarum“ v. 28. April 1590 (HSA, Best. Geme-
 ralregistratur, Fasc. 318/1f. 71/2)(M. Kunze, Der Prozeß
 Pappenhaimer, S. 299). Gültchen der theolog. und jur.
 Fakultäten Ingotstadt für Wilhelm V. befr. div. Hexen-
 verfahren, vom 28. April 1590(HSA, Best. Hexenakten,
 Hexenakten Nr. 3, Prod. 3)(M. Kunze, a. a. O., S. 301).
- (35) Durio, Martinus, Disquisitionum magicarum libri sex
 quibus continetur accuratè curiosorum artium et vanarum
 superstitionum confutatio, utilis Theologis, Jurisconsu-
 lhis, Medicis, Philologis, Löwen 1709 (M. Kunze, a. a.
 O., S. 312).
- ニレーゲンスブルク市よりドナウ河を上った処でケールハ
 イム (Kehlheim) 市に注ぐ支流はアルトケール (Altmühl) 川

と呼ばれている。この川の沿岸にリーデンスブルク (Riedensburg) 村が開けていた。⁽¹⁾そしてこの村の近隣にテッテンウァンク (Tetenwang) と云う名の部落があった。一六〇〇年二月所管官庁たるアーベンスベルク・アルトマンシュタイン (Ahnensberg = Ahmannstein) の裁判所捕吏がニードーバイエルのこの小村に住むウールリッヒ・シェルト (Ulrich Scholt) 宅を取り囲んだのは当家に投宿していた旅回りの鋸掛屋兄弟二人 (兄弟名はミヒャエル・ゲンメル (Gumprecht Gämper) 二十二歳、弟ミヒャエル (Michael) 二十一歳) を捕縛するためであった。捕り縄はこの兩名のみならず、同じく同家に宿泊していた兄弟の両親 (父パウルス (Paulus) 五八歳、母アンナ (Anna) 六〇歳) にも及び、四人はアーベンスベルクの牢舎に連行された。パウルス、アンナ夫婦の末子ヘンズル (Henzl) 十歳はひとり残されたが、やがてアーベンスベルク裁判所牢舎に収容されていた両親を見出し、そのもとに出入りしているうちかれもまた囚われの身となった。本稿第一節(一)の「一六〇〇年七月二十九日ミュンヒェンで刑死した放浪者家族とその仲間」の「放浪者家族」とはこのゲンベルル(もしくはパウルス Paulus)の一家五人を言うのである。当初一家は事態を案視していたようである。五人が五箇月後(ヘンズルだけは九箇月後)に首府ミュンヒェンで無断にも刑死する——しかも他の諸重罪犯罪と共に魔女犯罪の犯人として——などとはこのときは思いもよらぬことであった。

ゲンベルルの家族がこのように捕囚の憂き身に陥った直接の

もととなったのは、数箇月前レーゲンスブルク・ストラウビンク (Straubing) 間の小市ヴェルト・アン・デア・ドナウ (Wort a. d. D.) において処刑された、ニックネームを「ガインドル (Geindl)」と云った窃盗犯の証言である。かれは官憲の前で次の趣旨の供述を行なった。かれが「妊婦七人を殺害するのに鋸掛屋の悪党どもが手を貸した」。この「鋸掛屋の悪党ども」が実はグンプレヒトとミヒャエルの兄弟を指していたわけ。この告発と併んで、間接にはあるが官憲をして兄弟の逮捕に踏み切らせたものは、この兄弟を含むゲンベルルの一家そのものが予てから被っていた悪評であった。

アーベンスベルク・アルトマンシュタイン裁判所牢舎において長官アレクサンダー・フォン・ハスランク (Alexander von Haslang) 自らが被疑者の聴取に当った。ゲンベルル一家の事件が「ガインドル」の場合とは異なって結局のところ地方裁判所——アーベンスベルク・アルトマンシュタインの——の段階では処理されずにミュンヒェン中央政府に係属するようになったのは、本件のすでに初期の取調における、アレクサンダー・フォン・ハスランク長官による尋問の結果に負うところが大きい。すなわちかれは、一家が魔法魔術と関わりを持っているという感触を得たのである。この長官は若年時代マクシミリアンの学友として皇子と一緒に育て上げられた貴族の子弟に属しており、またマクシミリアンがすでにインゴルシュタット時代に魔女裁判に特別の興味を示していた事情を知っていた。ひょ

とするとアレクサンダー・フォン・ハスランクはゲンベルル一家の裁判に「魔術」事件たる烙印を押すことで、荷厄介な事件となる(亦経費のかかる)恐れのあるこの裁判を担当するのを免がれようとしたのかも知れない。ともかく、かれは尋問の結果得たところを中央政府に報告した。中央政府との間に書簡を通して若干の遣り取りがなされた後、終にパオルス一家は詳しい取調べを受けるため、アルトマンシュタイン裁判所官憲の手によって首府に向け馬車で護送されることとなった。時に一六〇〇年四月初旬のことである。ゲンベルル家族五人の運命はまさにこの時に決まった。

(1) 以下については、M. Kunze, Der Prozeß Pappeneimer, S. 1—1参照。

三 ところでゲンベルルの一家は如何なる出自にありどのよ
うな生業を営んでいたのか。⁽¹⁾ 家族の長パオルスはシュヴァーベ
ンのベネディクト派修道院領都市エルヴァンゲンと帝國都市ア
ーレンとに挟まれた小村フニットリンゲン(Fünzingen)に生
まれた。父はその土地の亜麻布織工であつて、この職業によつ
て「賤民」(uneheliche Leute)⁽²⁾の中に数え入れられていた。
長じてパオルスはフランケンのアンスバッハ市(マルクグラーフ
シャフト・アンスバッハの首府)にあつた煉瓦製造工場に仕事を見
つけ、二年間そこに勤めた。この間二十歳でアンスバッハ市幕

掘り人の娘アンナと結婚(一五六二年ごろ)、二年間墓掘り人、
三年間夜警として義父の手助けをした。アンナの父が死んだと
き何らかの事情で故人の職を引き継ぐことができず、このこと
がパオルス一家に人生の大きな転機となつた。すなわち義父死
去を契機に一家は流浪の生活に入ったのである。最初ニールン
ベルクに向かったが、ほどなく一五八〇年ごろ夫婦と子供(パ
オルスはアンナから總計十一人の子をもうけたが、成長したのは逮捕さ
れた既述三人のみ)はニーダーバイエルンに到り、こうして一六
〇〇年二月の捕縛のときまでこの地で放浪生活を送っていたの
である。

家族の生業は家々の便壺清掃であつた。一家につけられた
「パッペンハイマー(Pappeneimer)」のニックネームはすでに
十四世紀以後ニールンベルク地方においてこの種の仕事に従事
する者に用い慣わされて来たものであつた。仕事柄(すなわちひ
どい悪臭を撒き散らす)、清掃は主に人の寝静まった夜間を利用し
て行なわれ、このことがおのずと一部、一家につきまといつた悪
い評判の根源をなしていたようである。便壺掃除に加え一家を
支えたもうひとつのものがあつた。それが乞食業(Bettelbauerei)
である。パッペンハイマーのような流浪者(Landfahrer)
の中核をなすのは、このように乞食を職業として営む下層民・
賤民の群れであつた。⁽³⁾そして乞食は——このことが本稿では重
要なのだが——犯人の未だ発見されぬ何らかの犯罪とりわけ
秘密犯罪・破廉恥罪の嫌疑を常に蒙り、⁽⁴⁾絶えず官憲当局の警戒

を受けるところであつた。⁽⁵⁾ 実際、オルスの家族は取調べでは拷問によつて、窃盗とくに教会窃盗、強盗、放火、謀殺の諸犯罪(1)れらは、「例外犯罪」(crimen exceptum, delicta excepta)として、特別の犯罪概念を構成した)について、自白を強いられたのである。⁽⁶⁾

- (1) 以下に引くのは M. Kunze, a. a. O., S. 6ff., 12—14.
- (2) 阿部護也「中世賤民身分の成立に就いて」『中世の星の下』(47頁本文庫)一四三頁參照。
- (3) M. Kunze, a. a. O., S. 19(Ann. 136).
- (4) M. Kunze, a. a. O., S. 20(Ann. 137).
- (5) マクシムン・イマー裁判から十年後の「六一〇年十二月十日のマクシムリアン一世調合は、「有善な流浪者・無為者」の巢窟となつてゐる「田舎宿」の調査・札問をラント裁判所諸官憲に命じて了る(M. Kunze, a. a. O., S. 5ff., 5ff.)」
- (6) 「例外犯罪」については後項(六)參照。

四 途中プファフエンホーフエン (Puffenhofen a. d. Elm) のラント裁判所役場で一夜を明かしたパッペンハイマーの家族は一六〇〇年四月上旬、当時のミュンヘン市門五つのうち北東に位置して北はニェルンベルクに通じたシュヴァービング門より市中に入り、直ちに牢舎「鷹塔」(Falkenturm)——現在の国立劇場正面玄関辺りに位置した——に入牢、典獄 (Eisenschäftler) セバスティアン・ゲオルク (Sebastian Georg) の手に引

き渡された。アーベンスベルクIIアルトマンシュタイン裁判所官憲はこれを以つて護送の任を無事果たし、任地に戻るべくもとの道をとって返した。

被收容者にたいし尋問は、パッペンハイマーの末子(ヘンズル)から始まつた。これが一六〇〇年四月十七日、⁽¹⁾ 主席札問官はモハン・シモン・ヴァンゲレーク (Hofrat Johann Simon Wangereck) 陪席札問官ヤーコブ・ハインツラー (Dr. Jakob Heimmüller) フォーグ・ヴァンクネーレック (Dr. Vogh Wangereck) ヘルンスト・ラーミンク (Rechtsmeister Ernst Raminck) 書記官セバスティアン・シュタインヴァントナー (Sebastian Steinwandner) と云つた陣容で、訴追委員会が構成されてゐた。

ヘンズルにたいする尋問は十八日にも続けて行なわれ、翌日からは家長パオルスに移つた(四月十九、二十日)。以後、二一、二二、二三(長子クンブレヒト)、二四(次子ミヒアエル)、二五(クンブレヒト)、二六、二七(ミヒアエル)、二八、二九日(主婦アンナ)と続いた。五月に入つて二日(パオルス)、三日(パオルス、ミヒアエル、クンブレヒト)、四日(クンブレヒト)、五日(アンナ、ヘンズル)と一家五人が立て続けに取調べられた。(なお五月の尋問は更に九日(クンブレヒト)、十三日(パオルス、ミヒアエル)、十九日(パオルス)にも実施された。)

四月末までの尋問によつてパッペンハイマー一家は共犯關係を自白させられ、この自白に基づき、逮捕されるべき容疑者の

リストが糺問官の手で作製され、これはアーベンスベルクIIアルトマンシュタイン裁判所長官アレクサンダー・フォン・ハスランクに送達された。リストに掲げられた嫌疑者のうちでウーリッヒ・シニェルツ(既述)、ハンス・シュトゥンプ (Hans Schimpf)、アウグスティン・パウマン (Augustin Baumann) —— 後二者は腹違いの兄弟——の三人が官憲の網にかかって拘引された。すべてテッテンヴァンク村の者であった。⁽²⁾このうちシュトゥンプは又の名を「グラーヌヘンズル (Grahns)」と呼ばれ織物工(しかも小職工)であった。以上が五月初旬のこと。三人の中でシニェルツだけは直ちにミュンヒェンに護送され、早くも五月八、九両日に糺問官の尋問を受けている。アルトマンシュタインの牢舎に留め置かれたシュトゥンプとパウマンとはこれらの親族・友人に牢内から助けを求め、この結果親族のひとつり、テッテンヴァンクの隣村ブロン (Brunn) 在のゲオルク・シニェルツ (Georg Schmitz) が釈放運動に走り回り、先ずアーベンスベルクの裁判所当局に釈放請願を行なったが、埒が明かず、遂に三日をかけて首都ミュンヒェンに向け旅行を敢行し、中央政府に訴え出た。しかしこれが容れられぬのみかかれまでも因われの身となつてしまい、五月十六、十八、十九日に尋問に服する破目に陥つた。釈放請願の行為そのものが司直の嫌疑を被つてしまつたわけである。当のシュトゥンプ、パウマンもやがてミュンヒェンに護送された上「鷹塔」に入牢、六月九日(シュトゥンプ)、十四、十五日(パウマン)に各々取調べを

受けた。

パッペンハイマー家族に向けた尋問手続は六月以後も続行され、六月九日(パオルス)、十二日(グンブレヒト、ミヒアエル)、二七、二八日(グンブレヒト)、七月に入つて一日(アンナ)、七日(パオルス)、八日(パオルス、グンブレヒト)、十日(パオルス)、十一日(グンブレヒト)、十二日(アンナ)、十三日(ミヒアエル)、十五日(ミヒアエル)の尋問が記録に残されている。パッペンハイマーの仲間ではシニェルツが七月十四、十七日に再度取調べを受けている。

以上のパッペンハイマー家とその仲間とにたいする尋問は全て、ヘンズルの場合を除いて(ヘンズルは後十一月九、十日にも尋問に晒される)、ほぼ七月中旬に終つたものようであるが、彼らの行なつた自供から更にもう一組みの家族が司直の追求の的となつた。それが同じくテッテンヴァンク村のクロスターミューラー家 (Familie Klostermüller) で、一六〇〇年八月夫妻とその末娘とが逮捕、護送、入牢の上、妻アンナと娘アグネス(当時二十歳)の二人は、八月十一、二十二日、九月七、十四、十五、十九日、十月二五、二七、二八日に取調べられた。なお夫は拷問に耐え切れず獄死。クロスターミューラー一家にたいする容疑は当初から魔女術のみにあり、放浪者パッペンハイマーとその仲間(とされた者ら)が魔女術のみならず教会窃盗、強盗、放火、謀殺などの諸犯罪の嫌疑をも被つていたのとは異なつて⁽³⁾いた。

糾問官はパオルス、アンナ、グンプレヒトおよびミヒアエルのパッペンハイマー家族の四人、そしてシニェルツ、シニェメルルの仲間二人計六名については、判決を下す機が到来したと見て、一六〇〇年七月二十九日に最終開廷日を設定し、当日判決が言渡された。六人は即日ミュンヘン郊外において火刑に処せられた。(パッペンハイマーの末子ヘンズル、パウマン、シニェトゥンプそしてアンナとアグネスのクロスターミニラーの母娘の五人については十一月二三日判決の言渡、二六日火あぶりの刑が執行された。)

(1) 以下本文に摘記する尋問日は、N. Kunze, Der Prozeß Papenhaimer の脚註において彙められ援引されたものを一つに纏めたもの。ただしクンツェの本著にはパッペンハイマー裁判における尋問日数の総数については言及するところがないので、全体尋問日との割合ないし関係は不明。なお、パッペンハイマー一家とその仲間について取る取調べ結果たる尋問調書は、分厚い二つ折り判一卷(全六八七葉)としてミュンヘンのバイエルン中央文書館に所蔵されている(HStA. Regl. Hexenakten, Hexenakten Nr. 2 Prozeß Gampert)。

十二年の歳月を費して完成されたミヒアエル・クンツェ氏(一九四三年ブラハ生れ)の学位論文『パッペンハイマー新訟』(一九八一)における今後変わらぬ功績は、右の具体的な尋問記録調書に基づきパッペンハイマー裁判における近世初期糾問手続の実際——戦慄すべき——を明るみに出したことにあるであらう(Vgl.

ZRG. G. A. Abt. 99 (1982), S. 341—5 (Friedrich Hartl))。とりわけて、放浪者とその世界を扱った本著第一章第二章(1—8)は尋問調書の関係部分を忠実に再現し(そこには例えば、パオルスとアンナの夫婦げんかの一幕すらもある)、賤民ないし下層民の生活実態を描き上げ、大いに興味を惹きつけられる。ただわたくしの本稿ではこのところを紹介できないのが残念である。流浪者の犯罪現象については Gustav Radbruch/Henrich Gwinner, Geschichte des Verbrechens, Versuch einer historischen Kriminologie, Stuttgart 1951 (Vgl. ZRG. G. A. Abt. 69(1952), S. 479ff. (Th. Württemberg)) S. 96 以下がよい概観を示してくれる。なお、尋問調書のテクスト原本の一部が、右ディセルタティオンを下敷きにして仕上げた歴史小説風の好著 M. クンツェ『街道が火に——魔女妄想の時代における生と死について——』(一九八二)本節前項(一)註(9)参照。

本著は Knaur から Taschenbuch としても出版されている。本稿での引用はこれによった。三三三頁に写真版で掲載紹介されている。右の『街道が火に』は著者からの私信によると英語・露語に翻訳される予定のこと。クンツェ博士の魔女裁判研究には他に初期の小稿を『Zum Kompetenzkonflikt zwischen städtischer und herzoglicher Strafgerichtsparkett in Münchener Hexenprozessen, ZRG. G. A. Abt. 87(1970) S. 305—314 が存する。

(2) 例えばそのようなテッテンヴァンクとか直ぐ後に述べるツルンといった小村が魔女事件(後述)に関係した点について、木村尚三郎氏は次のように言う。「ヨーロッパで魔女の存在が信じられ

魔女狩りが大々的に行なわれたのは、大都市のごとくではなく、都市から離れた村や地方の中小都市においてであった。』魔女の存在は結局のところ、合理的な思考の持主である都会人には受け入れられず、素朴な田舎の人たちが信じたものであった」(『色めがね西洋草紙』(一九八一・角川文庫)二七頁以下。なお後項(六)註(11)、ノーマン・コーンの言う魔女の「群衆的観念」参照。

(3) このクロスターミューラー家族は、バッペンハイマー一家とは異なり悪い評判はなく、かれらの逮捕は後にも述べる通り(後項(2)註(10)参照)、魔女術等の疑いですでに逮捕されていた、バッペンハイマーたちの(拷問からくる)告発のみに基づいていた。当時宮廷顧問官の間で悪評の持主(『悪い噂が世間に流れていけば、それだけで逮捕の憂き目にあつた』(P・ヒューズ『呪術』(二三三頁)ではない者の魔女容疑による逮捕が果たして右のような単なる告発のみで可能かどうかの問題が論議されていた。現にクロスターミューラー家の捕縛には官憲は決つた節が見られる(M. Kunze, Der Trossel Pappenheimer, S. 219 (Ann. 90))。結局逮捕はなされたが、バッペンハイマー事件を契機に、右記問題について、後(二六〇—二二一年)に中央政府は次のような大学、併びに悪魔学者に、鑑定(consultum)・回答(Respons. 233)を依頼した。インゴルシュタット大学(二六〇一年四月二日に鑑定書提出)、フライブルク(二六〇一年四月八日、二六〇一年十月二十一日、二六〇二年三月十四日)、ディリンゲン(二六〇二年八月三十日)、ケルン(二六〇二年五月、パドヴァ(二六〇二年一月六日)、ボン(二六〇二年三月十二日)、それにM・デルリオ(二六〇二年十月四日、二六〇三年三月二十一日回答提出)。

ニコラス・レム (Nicolaus Remy (Remigius) ca. 1530—1612、ロートリンゲンの法律家(二六〇三)) (M. Kunze, a. a. O., S. 219, Ann. 92, S. 301—2)。ただし、これらの鑑定・回答で問題となっていたのは「バッペンハイマーによって告発を受けた三人の婦人」の事件であったが、三名の素姓はクンツェの右著では明らかでない。ついでに、安田徳太郎氏が『完訳 風俗の歴史3・ルネサンスの社会風俗』(エドワード・マックス著・一九七二・角川文庫)二九九頁(訳註)でフリードリッヒ・フォン・シュペーの所論を紹介する中で次のように述べたのを参照。「糾問官は魔女の告発にさかんに賤民を利用したので、賤民たちも私怨や感情から何でもない女を魔女として宣伝して、わざと当局に検挙させたり、また密告するそとどかして金をまきあげたりした」。

(4) 以上、バッペンハイマーの事件・裁判の全体の経過は、M. Kunze, a. a. O., S. 206—211に概観がなされていて便宜。

五 ザンクト・ガレン生まれの法史家ハンス・フェール(一八七四—一九六二)は名著『絵画における法』(ミンヒニンライプツィヒ・一九三三)の中で総数二二二に及ぶ諸絵画を紹介しているが、かれはこれを分類するに大きく四つの区分を立てた。その一つに「傾向絵画」(Tendenzbilder)というものがある。これは、観る者の心の中に特定の感情を惹起せしむることを目的としている絵である。フェールはこれ自体を更に五つの種類に分ける。その一つは「威嚇絵画」(Abschreckungsbil-

がある。この種の絵画は殆んどの場合、残忍なる刑の執行の諸態様を描き、これによって観衆の脳中に特定の心理的圧迫を醸し出させ、人びとが今後犯罪に走るのを抑止せんとする目的——一般予防的な——を辿りものである。⁽¹⁾

「威嚇絵画」の一例にハンス・フェールがあげているのは、一七五七年三月二八日パリ、グレーヴ広場（現在は市庁広場）で執行された、フランス国王ルイ十五世（一七一五——一七七四）の暗殺未遂犯人ロベール・フランソワ・ダミアンにたいする刑罰執行場面を描いた一枚の銅版画（Germanisches Museum Nürnberg H. B. 103 所蔵）である。ここには一つの主図、二個の副図によって三場面が描かれている。主図は四頭の馬による四つ裂き刑、銅版画左上の副図は共犯を自白させるために加えられた拷問（焼けたやっついで皮膚をつままれ、その傷穴に熱した鉛油、ビッチ、松やにが流し込まれている）の現場、右上の副図は処刑後バラバラとなったダミアンの四肢、胴体が火に投げ込まれ灰燼と化する様を示す。三場面の各々に極く短い解説が附けられている。

本稿以下で紹介するパッペンハイマー家族（ヘンズルを除く）とシニルツ、シニメルツルの犯罪とかれらにたいする刑罰を描写したピラもまた、右の「威嚇絵画」の範疇に属するものと言える。ただ、このピラには、右に一例をあげたダミアンの処刑を示す絵画とは異なって相当に詳細な解説文が載せられている。以下に行なう紹介は主にこの解説部分なのである。こ

のように詳しい解説を持つ「威嚇絵画」の他の一例としては、一五八九年十月ケルン市郊外ベードブルク（Biedeburk）の一農夫——かれは魔術によって「人狼」（Werwolf）となり人間を食い殺したとされた——の犯罪と刑罰を描くピラ（銅版画）である。（因みにこれはニュルンベルク市において印刷発行されている。）この「威嚇絵画」は三部分から成り、冒頭に簡単な表題が附され、その下に一枚の図（ここには、「人狼」農夫の犯罪、刑吏によるかれにたいする重刑・斬首刑（これらの刑の前に焼けたやっついで皮膚をつままれる）の場面が描かれ、農夫の首のない屍体がかれの娘・代父ともども火刑に処せられる図、また、かれの斬り落された首が刑車の上で一匹の狼と共に一本の長い棒杭に突き刺されて高く掲揚されている図が描かれている）、最後第三の部分は五欄に分

かれ各々の欄には詩形で十五行の解説文が記される。この箇所が「人狼」の犯罪、かれにたいする刑事手続および刑罰の顛末を物語るものなのである。⁽²⁾

パッペンハイマー一家の犯罪と刑罰を描くピラも右のケルンにおけるものと同様の構成をとる。第一に冒頭の表題部分、次に図画（これは四欄に分かれる）、最後に左右二欄に分けて述べられる解説文である。ピラの最下段には一行でもって印刷者の名が掲げられている。表題文と解説文とは活字印刷、図画部分は木版画。しかも木版画は彩色が施こされている。印刷者はアウクスブルク市街東部地区ヤコバーIIフォアシュタット（Jakobshof-Vorstadt）に住む市民ミヒャエル・マンガ（Michael

Manger)。(36×28.2cm, Stadtmuseum München, Granthische Sammlung, M 320B) のテクスト全文は左の如くである。

「一人の男とその妻、かれら夫婦の二人の息子、それらの他の仲間二人、これらよりなる六人の者らが犯せし罪の、それが故に大公の首府ミュンヘンにありて一六〇〇年の七月二十九日にかかれら〔六人〕の生命が奪はれて刑死を招く原因となりし罪の、簡略なる物語と描写。これは、悪人には恐怖となり、しかして敬虔なる人びとには警めとならんと〔諸子の〕眼に入るものなり。

<p>〔図一。一人の(パオルスと覚しき)男が悪魔と契約を交わす。〕</p>	<p>〔図二。ミュンヘン市庁舎前広場において六人にたいし有罪判決が下され、刑が一部執行される。〕</p>
<p>〔図三。二頭立て馬車に分乗させられて有罪者は刑場へ送られる。〕</p>	<p>〔図四。官憲及び民衆が取り巻く中を六人は火刑に処せられる。〕</p>

六人の斯くも身分低き、又、卑しき者らが老若数多の人にならば、反クリスト者となりて魔術を施し人びとを「これが元で」不具たらしめ「或は」殺害し、「更に亦」謀殺したる有様を聞くは、かれらが強盗、窃盗によつて、亦これら以外の事件に

関はりて犯せる他の重き非行・犯罪を別としてさへも、恐ろしき、かつ又浅ましき事なりき。〔以下に叙するは、これが詳細たり〕扱、又の名をパッペンハイマーと称したる五十八歳の父親パオルス・ゲンベルは、唯一人で嬰児(一〇〇人、老人十人を身の毛もよだつ魔術を以つて不具たらしめ、「或は」卑劣にも殺害したり。又旅館主「のみならず」、その他「諸々の」人びとの「家々の」地下蔵に度々忍び入つて、同処より運び出し得る限りの食糧〔葡萄酒など〕飲料を誰憚らず掠め取りたり。教会強盗を働く事は十回たり。四十四人も人間の自らの手によつて力尽くで謀殺したり。「罪なき」人びとの家屋と納屋とに火を放ちたるは、十八回に及ぶ。夜陰に乗じて十四回他家に押し入り、家人から財を奪ひ家人の両眼を抉り盲目の身たらしめたり。街道を往来する者の財産を強奪せしは五度に及び、窃取する事は四度なりき。

六十歳になるかれの妻アンナ・ゲンベルとてまさしくこの通りなりける。彼女は「同じく」一〇〇人の嬰児、「又」十九人の老人に魔法を以つて襲ひ掛かり、これらを片輪者となし「或は」神をも認めぬ仕方て殺害したり。八回「他人の」地下蔵に潜り込めり。我が手で以つてひと一人を謀殺せし事一度、他家に放火したるは二度なりき。四度雹と雷雨を怒き起こしたり。数多の家畜牧草に毒を盛り、損害を与へたる事は屢々たり。これがために、それら「害を加へられし家畜牧草地」の都てを数へ切る事は、彼女にはなし得ざりし程なりき。

かれら(夫婦)の二人の息子の中、年尚はグンブレヒトと言ひて二十二歳なり。かれは三十人に登る子供と老人とを魔術によりて死に到らしめたり。十二回地下蔵に忍び入りたり。九回教会を襲ひて略奪を擅にせり。謀殺に及びし事は、二十四回たり。家屋九戸を炎で焼き払ひ、六回夜間に押し入り人びとの財貨を奪へり。四度街道強盗を働きたり。(街道にありて)強盗以外に、五回窃盗を犯せり。七度雷雨と電とを招来せり。家畜と牧草とに毒を盛り、これらに損失をもたらせし事は数へ切れぬ程なりき。敬謙なる夫婦衆の中に交はりて、四度破倫非道の婚姻を結ぶを唆かしたり。

かれらのもう一人の息子たる二十一歳のヤーコブ(注。ミヒアネルの間違いか)は、六十五人の嬰兒と五人の老人を魔法を使つて殺害せり。十回地下蔵に潜りたり。五回教会に押し入つて略奪の罪を犯せり。我が手で三十三人もの生命を謀を巡らして奪ひ取り、五度火を放ち、夜陰に紛れ襲撃する事(同じやうに)五度なりき。これとは別に四度(夜に乗じ)窃盗を働けり。電と雷雨とを仕掛けたるは、十度に行き及べる。二十六回家畜と牧草とに毒を盛りたり。

第五番目は、往昔は「下バイエルン、ドナウ河畔アルトマンシュタイン裁判区の小村」テッテンヴァンクにおいて宿屋を営み居りし者で、名をウールリッヒ・シャルツバッヴァー(「シエルツ」と言ひたる六十八歳の男なり。かれは、子供七十一人と老人三十人を魔術を以つて死に到らしめ、「亦、他家の」地下蔵に忍び

入る事七度たり。三度謀殺の現行犯を犯し、四十回家畜と牧草とに損害を加へたり。

第六番目の男は、「同じく下バイエルン、ドナウ河畔アーベンスベルク裁判区内」ブルンの出で、ゲオルク・シニメルツルなる名の仕立て屋たりし齢五十歳の男なり。この者は、三十六人の嬰兒と十五人の老人を、魔法を行なひて殺し、六回地下室に潜入し、四度教会強盗を働き二度謀殺を犯したり。二度付け火したり。電と雷雨を起すの手に手を貸し、牧草を枯死させる事三回に及びり。

合はせて、これら六人の犯罪者は、子供四〇一人、老人八十八人を魔術によつて殺害し、五十四回地下蔵に忍び込み、二十八回教会強盗を行なひ、一〇七回謀殺に及び、二十六回火を放ち、二十五回夜間に押し入り、街道強盗は九度営みたり。窃盗を働きたるは、十三度なり。二十一回、電と雷雨とを惹き起し、数限りなき回数、家畜と牧草とに損害を与へ、「その上に」不義不倫の婚姻に入りたる事は四度に渡つた。

ところで、今、斯く「その名と、その罪とを」述べ来たる者らは、「一六〇〇年二月(五月)に捕縛せられて後首府に護送せられ、四月初旬來)長期間(「ミネヒン市壁」牢に止め置かれ(て、尋問を被り居り)しが、「その間」如何なる手段によつてかれらの生命を奪ひ刑死を導き得るかにつきて長き時間を費し、「大公政府の宮廷顧問官の間で」協議が交はされ審議がなされたる結果、遂に一六〇〇年七月二十九日となりて(当日最終開廷日が設けられる

に到つて)かれらは「獄舎よりミンヒン市庁舎前広場へ」と引き出され、「ここで右の如く」かれらの犯せる数々の犯罪が「かれらの行なひし自白の調書に基づきて公然」読み上げられる。これはただ簡略なる仕方によりてなされしものなるにも拘はらず、「數へ上げられたる犯罪の余りの多さの故に」僅に二時間を要したり。引き続き、「市庁舎の露台の上より、富廷書記官の手によつて市庁舎広場の被告人らにたいし有罪の判決文が朗読せられ、この後刑の執行に移りて、最初に附屬刑として、まづ刑場に赴く前、当市庁舎広場において「妻女(アンナ)の乳房が灼熱の火鉄で切り取られ、「又この切除に因る」出血を止めるため、その胸部が「熱したる鏝によつて」焼かれたり。「切り取られし」乳房は、彼女の、かつ又二人の息子の口辺に三度押し当てられける。「その時刑吏によりて、」斯くも恐ろしき悪事が乳を吸ひ「て育ち」たるは、アンナの「正に」この乳房からなりける、との言葉が「かれらに」投げ付けられたり。「更に、当広場において、或は、郊外の刑場へ曳かれし」途上において、「六人の」各々は、赤く燃えたる鉄で皮膚を六箇所抓まれける。この後、「最後」刑場にあつては、「アンナを除きたる」五人の男は一人余さず、刑車に懸けられて両腕(の肉)を二回に渡りて削ぎ落されける。「次に」続けて「主刑に移つて」、息子(二人)と、「父親を除く」他の二人の男とは「纏めて、火刑場の」一本の柱に鉄製の紐帯で以つて繋ぎ止められ、父親(パオルス)は「これら四人とは少し離れ、ひとりその」身を棒状に刺し貫ぬかれ、母親(アンナ)は「と言へば、これ亦彼女ひとり」椅子

に座を宛てがはれ「これに据え付けられて、銘銘斯くの通りの位置で」全員同時に、火に焙られたり。この時、かれらは皆惨憺たる「苦悶の」叫声を上げにけり。「先述のやうに」又の名をパッペンハイマーと呼ばれし「父親」パオルス・ゲンベルルの「第三番目の最も」年若き息子「たる十歳の(ヘンズル)は「獄舎に」囚はれしまま「この日」なほ命を永らへ居りし故に、「刑場に連れて来られ」馬の背に縛られ括り付けられたる姿で、その場所より「目の当たりに父母兄弟の」斯くも惨憺たる絶叫と処刑の「有縁」を「見せ付けられてなす術なく」眺め居らざるを得ざりき。「斯くして」神は、敬虔なる人びとの都てが「かのやうに生きながら火に焼き殺される者らと」同類の輩「によりし毒悪」から「免れて」その身を護られけんとするを、かつ亦、「右に述べられたる諸犯罪と同種の犯罪に取り憑かれたる者らが斯くの如き戦慄すべき見世物を潮に恐怖に陥りてこの事を基に改心を果たし己れの深き罪業を認める告白を行なひ非行と袂を分かち罪の償いをなし信仰厚き生活を歩み始めんとするを、望むものとぞ言へり。

アウクスブルクはヤコバー・フォアシュタットのミヒアエル・マンガーによりて、印刷される」⁽⁸⁾

一六〇〇年七月二十九日のパッペンハイマーとその仲間に行された刑罰を伝えるピラの本文(解説文)テキストは右の通りである。ついでに参考までに、絵図四鹵場面の中味に多少触

れておく。先ず図一では、パオルスが森の中で悪魔と話を交わしている。悪魔は人間の姿をしているが、頭部は雄山羊の頭。悪魔は右手を上げ左手でパオルスに道を教えているもののようなのである。パオルスは右手をあげ悪魔と契約を結ぶ。図一の主図は右のようであるが、図一には副図が背後に二つ附けられている。一つ(左方)には、パオルスが妊婦を押し倒し棍棒でもって撲殺する様子が見え、もう一つの副図(右方)では、二人の男が梯子を使って聖器保管室(Sacrosanctum)に侵入せんとしている。図二は処刑の第一段階を示す。すなわちミンヒェン市街中心(市庁舎広場)において、椅子に座らせられたアンナが刑吏によって両乳房を切り取られており、上半身裸となった二人の被告人が両手を前方で縛られ、刑吏助手がやゝとこを火にかざす中を、第一段階の刑罰を受けるべく待機している。周囲を裁判所捕吏、聖職者、町の名士連が取り囲む。背後の建物の一つ屋根付き露台には、二人の礼問官が立ちその中のひとり判決文(若しくは自白供述書)を手にかけている。図三は刑場への途中図。すでに場面は郊外。有罪者たちは二頭立て馬車(無蓋)二台に分乗し、各々の馬車上には三人の犯罪者(縛られた姿)と二人の聖職者(司祭と随問僧)とが座っている。先を行く馬車には官憲が一人同乗。最後第四図には処刑場での主刑の場が描かれている。一人の男が地上に仰むけにされ、大の字にされた上で四肢は地中に打ち込んだ杭に縛り付けられて刑車によって腕が砕かれている。この車刑の後で有罪者全て火に焼かれる。六人

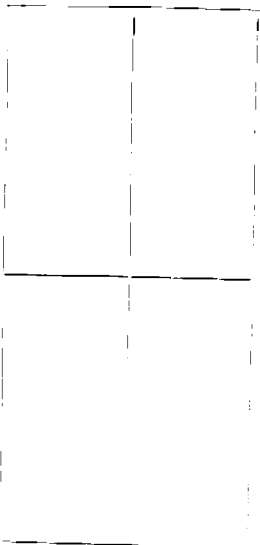
のうち、四人(男)は上半身裸のまま一本の支柱の周囲に縛られ、他方パオルスは棒状に胴体を下から上へ刺し貫かれており顔を下に向け息も絶えだえの様子。アンナは椅子に座り、きりっとした顔を正面に向けている。紅の火焰が茫々と立ち、茶と灰色の煙が盛んに吹き上っている。背後右方には、官憲と多数の見物人。これらの前には二頭の馬に一人の少年が騎乗者のうしろに跨がり、処刑の様を見詰めている(M. Kunze, S. 290f.)。

(1) Hans Fehr, Das Recht in Bilde, München und Leipzig, S. 25. (Vgl. ZRG. G. A. Abt. 44 (K. v. Amira))

(2) H. Fehr, a. a. O., S. 92f. (Bild 115), 44 ff. III. Tafelteil, S. 72. Nr. 115. 金澤誠『王権と貴族の宴』(生活の世界歴史)河出書房新社・一九七〇)五一、二六一頁。

(3) これを本稿は、本稿第一節註(3)にあげたジークリッド・トケン編『最後の旅路』(一九八四)一七五頁(Kal. Nr. 198)に写真版で掲げられたものから得た。後述解説文(3)から直に転写した。総頁数三八八頁のこの書物は一九八四年九月ミンヒェン市博物館主催でオーバーバイエルンを舞台に「死と喪」のテーマを扱った展示会(Ausstellung im Münchner Stadtmuseum vom 4. Juli bis 9. September 1984, Veranstalter vom Münchner Stadtmuseum in Verbindung mit dem Diözesanmuseum Freising)に際して編まれたもの。ついでこの「ムラは」他に「M. Kunze, Straße ins Feuer, S. 292; [Reinhard Heydenreuter,] Recht, Verfassung und Verwaltung

- in Bayern 1505—1946 (Ausstellungskatalog der staatlichen Archive Bayerns, hrsg. v. der Generaldirektion der Staatlichen Archive Bayerns Schriftleitung: Rudolf M. Kloos, Nr. 13), München 1981, S. 45 (標題全文は図 94) に掲載されている。
- (4) 阿波羅神「入国者の退治」権限をいへる口録。
- (5) Wolfgang Schild, Alle Gerichtsbarkeit. Vom Gottesurteil bis zum Beginn der modernen Rechtsprechung, München 1980, S. 64, Nr. 114; Ch. Hinkeldey (Hrsg.), Justiz in alter Zeit, a. a. O., S. 23.
- (6) „Warhaftige vnd Wunderbarlich/Newe zeitung von einen pauren/der sich durch Zauberey/des tags siben stund zu ainem wolf verwandelt hat/vnd wie er darrach gericht ist worden durch den Colnischen Nachrichten/den Jetzen October Im 1589 Jar“
- (7) 標題全文は「Soldan/Heppe/Bauer, Geschichte der Hexenprozesse, II, S. 34—35」に全文掲載されている。
- (8) Kurtze erzöhlung vnd Fürbildung der vbelthaten/welche von Sechs personen/als einem Mann/seinem Ehe-weib /zweyen ier beiden Söhnen/vnd zweyen anderen Jhren Gesellen/begangen/ was massen sie auch/an dem 29. Tag deß Monats Julij/in dem 1600. Jar/in der Fürstlichen Hauptstat Minchen/von dem Leben zum Tod gebracht worden/den Bösen zu einem Schrocken/den Frommen aber zur Warnung/für die Augen gestellt.



Schröcklich vnd Erhrämlich ist es anzuhören/das Sechs so geringe vñ vransenhentliche Personen/so vil junger vnd aller Leuth/abgöttisch verzaubert/erkrimbt, getödel/vnd ermordt/ohne andere grosse Sünden vnd vbelthatten/die sie mit Raub, Diebstal vnd anderen sachen begangen haben/dañ der Vatter Paulus Gämperle sonst Papenheimer genät/seines alters 58. Jar/hat allein Hundert junge Kinder/vñ Zehen alte Leüth/mit grewlicher Zauberey erkrimbt/vnd erbärmlich vnbeglückt: Ist auch vilmalenden Wirten vnd anderen Leüthen in die Keller gefahren/vnd da von Speiß vnd Trancck/was Er bekommen/ohne schenck genömen: Zehen Kirchenraub begangen: Vierzig vnd Vier Personen gewaltthätig mit eigener Hand ermordet: Achnmalen den Leüthen Hauß vnd Stüdel angezündt: Zu Viertelzehnenmalen nächtllicher weil in die Häuser gefallen/die Leüth beraubt vnd gebindert:

Zum Fünftennmal die Leuth/auff den Strassen berraubt/
und Vier andere Diebstal begangen.

Ebner massen hat sein Weib/Anna Gämperlerin/so 60
Jar alt/vain hundred junger Kinder/vnd Neunzehnen alte
Menschen/mit Zauberey angriffen/erkrumbt vnd Gottlo-
ser weiß getödel : Ist Achtmahlen in die Keller gefahren
/mit eigner Hand einen Mord verbracht : Zweymalen an-
derer Häuser in Brand g:steckt : Vier Hagel vnd Schaur
gemacht/delb Viehs so vil/vñ die Weyd so oft vergifft
vñ verderbt/dz sie es nit alles hat zulen können.

Der alter jr beeder Sohn/Gumprecht genant/von 22.
Jaren/hat dreissig Kindern/vnd alten Leüthen/mit Zauberey
den Tod verurrsacht : Ist zu Zwöffmahlen in die Keller
gefahren : Die Kirchen neymalen angriffen vnd be-
raubt : Zweintzig vnd vier Mord begangen : Neün Häuser
mit Fewr angesteckt : Sechs malen nächtlicher weyl
eingefallen/vnd die Leüth berraubt : Zum Vierdennmal
Strauberey geybet : Fünff andere Diebställ verbracht
: Siben Schaur vnd Hagel gemacht : Vnzählich vil Vieh
vnd Weyden vergifft vnd verdörbt : Vnder frommen
Eheleüthen/zum Vierdennmal/böse Ehen angerichtet.

Der ander jr Sohn Jacob von 21. Jaren/hat fünf vnd
sechtzig junge Kinder/vnd fünf alte Leüth mit Zau-
berey hingerricht : Ist Zehennmal in die Keller gefahren:
fünff Kirchenraub begangen : Drey vnd dreyszig Personen

mit eigner Hand/mörderischer weiß vmb jr Leben gehra-
cht : fünffmalen fewr eingelegt : fünf nächtliche einfall
gehon/Vier andere Diebställ begangen: Zehen Hagel
vnd Schaur gemacht : Sechs vnd zweintzigmal Vieh
vnd Weyden vergifft.

Die finffte Person ist gewesen/Ein Wirt von Derten-
wang/Vrlich Schaltzbawr 68. Jar seines alters/dar hat
ain vnd Sibentzig Kinder/vnd Dreissig alte Menschen
mit Zauberey hingerricht : Ist zum Sibendennmal in die
Keller gefahrē : Drey handthältige Mord begangen : vnd
Viertzigmal Vieh vnd Weyd verdörbt.

Die Sechste Person ist gewesen ein Schneider/Georg
Schmidtzel genant/von Braun/seines alters fünfzig Jar/hat
Sechs vnd dreyszig junge Kinder/vñ fünfzigzehen alte
Leüth mit Zauberey getödtet : Sechsmalen in die Keller
gefahren : Viermalen Kirchenraub/vnd Zwey Mord ge-
thon : Zweymalen gebrandt : zu Hagel vñ Schaur gehol-
ten/vnd zu Dreymalen die Weyd verderbt.

Haben also dise Sechs Malefizische Personen/in einer
Sum̃a Vier hundred vnd ain Kind/fünff vñ Achtzigz
Leüth/mit Zauberey hingerricht : Vier vnd fünfzigz
mal in die Keller gefahren : Acht vnd zweintzig Kir-
chenraub vnd Ain hundred vnd Siben Mord begangen :
Sechs vnd zweintzigmal gebrandt : fünf vnd zweintzig-
mal Nächtlicher weiß eingefallen : Neymalen Straubau-

Barcy gefriben ; Dreyzehnemal Diestfall verbracht ; Am vnd zweintzig Hagel vnd Schaur gemacht ; Vnzahlich vil malen Vieh vnd weyd verderbt/vnd Vier bese Ehen gemacht.

Als nun jetzl emelte Personé lange Zeit gefangé gelogen/vñ lang darüber disputiert vnd berathschlagt worden/mit was Tod sie von dem Leben mochten gebracht worden/hat man sie endlich an dem 29. Tag des Monats Julij des 1600. Jars fúrgelúhrt/Jhr Verbrechen nur Summarischer weiß verlesen/vnd dennoch vber die zwo Stund damit zugebracht./Volgends der Frauen die Brüst abgeschnitten/mit heissen Eysen/vmb das Blútzustellen/gebrandt/Jr wie auch den zween Söhnen/die Brüst dreyermal vmb das Maul geschlagen/vnd gesagt worden/auß disen Brústen haben Jr solche abschewliche Babenstück gesogen. Am auffúhren seind Jedem sechs Zwick mit glühenden Zangen gegeben/nachmalen bey der Richtstat/den fünf Mañs personen/jedem die beede Armb Zwegmal mit dem Rand abgesossen/ferner seind die Söhn/vnd die andere zwen Mann/añ Sítlen mit eyserin Gürtlen angeschmídt/der Vatter aber gespíß/die Mütter in einen Sessel gesetzt/vnd alle sinnetlich mit jamerlichem Geschrey/verbrandt worden. Vom Paul Gámperle sonst Pappenheimer genent/ein junger Sohn so noch bey Leben in verhaftigt/muste also solchem jímmer-

liehem Geschrey vnd hínrechten gefangen vnd gebunden/auff einem Roß zusehen. Gott wölle alle fromme Leith vor der gleichen Gesellen bewahren/vnd die/so mit gei-chen vbelthaiten behaftet seind/mit disem gewúlichén Schwawspiegel erschúcken/das sie sich bekehren/Jre schwere Sünden erkennen bekennen/darvon mit warhafft-ter Biß abstehn/vnd ein frómmeres Leben anfangen.
(gedruckt zu Augspurg/by Michael Manger/in Jacober Vorstatt.

六 このビラ——ついでに言い添えれば、このような私人の手で作られた瓦版以外に、一六〇〇年七月二十九日の処刑事件については政府筋による羅列語文の記録が残っている——に附された右の四齣の絵図のうち、近世ドイツ魔女裁判関係史料の紹介を試みる本稿の課題にとつて興味を惹くのは言うまでもなく最初の齣図である。悪魔と契約を交わした男はこれによつて妖術使い(魔術使い・魔女)となる。副図(左方)に描かれた妊婦殺しが直接こうした妖術使いの仕業であつたことはテキストそのものから分かる。けだしテキストに言う「嬰兒殺し」・「子供殺し」は「胎児殺し」をも含んだであらうから。(なお妖術と子殺しとの関連については後述「子供の手」魔術のところを参照)ハムスンハイマー一家とその仲間とが、図二および図四に見られる如く、焼けたやつとこによつて皮膚をつままれたり、申し刺し刑を科せられたり、また生きながら火に焙られたりす

るなどの酷刑に会うのは、妖術使いにたいし多く用いられた刑罰によった。図一副図(右方)の「教会窃盗」も判決文の趣旨に即せば瀆神行為の故に魔女術に由来する犯罪であつた。³⁾しかし同時に、教会窃盗は窃盗の特別態様としてそれ自体として考へて見る必要がある。と言ふのは、この種の「秘密犯罪」は流浪者・乞食(「有害なる人間」(schadliche Leute))に屢々負わされた嫌疑であつたからである。この問題については後項を参照。

さて、窃盗犯「ガイन्दル」が処刑前アーベンスベルク⁴⁾アルトマンシュタイン裁判所の官憲の面前で行なつた申し立て(「妊婦七人を殺害するのに舞掛屋の悪党どもが手を貸した」)によつて官憲の搜索を受け逮捕されたパッペンハイマーの家族にたいする裁判が魔女裁判たる様相を帯びていたのは、主席糾問官の任に就いたヨハン・シモン・ヴァンゲレック宮廷顧問官による最初の尋問、すなわちヘンズル・ゲンベルルへの一六〇〇年四月十七日の第一回尋問そのものからすでに分かる。と言ふのは、取調べのために糾問官が事前に作製した尋問項目表(Mitfragebogen)(全四十一箇条)第三十一番目の項目は次のように述べられていたからである。「かれ(ヘンズル)はかれら(ヘンズルの兄二人)のもとに子供の手を見つけたか。かれの兄たちはこれを何処に隠し持っていたか」。この第三十一尋問項目こそは、パッペンハイマーの裁判の全体が魔女裁判(Magische Prozesse)に変転する萌芽となつたものなのである(クンツ⁵⁾)。

ここに「子供の手」(Kindeshand)とはヘンズルの供述によれば、魔法魔術(Zauber)に用いられる道具で、胎児もしくは洗礼前の小児——とくに男児——の手を斬り落し、これを火で焼き掲げて粉末となしたものである。これを粉薬として街道に撒くとそれを踏む者は病に陥る。逆に粉薬の製造者自らがこれを食べるときは病を得る代わりに自律心・自制心を失なつて殺人者と化する。他方「子供の手」の粉薬もしくは「子供の手」そのものの所持は、その所持者の犯罪を官憲の追跡から護る効能を与えた。糾問官が尋問項目表の第三十一番目の質問のもとに抱いていた「子供の手」魔法魔術の觀念が何に由来する——民間に行なわれていた全くの俗信から来るのか糾問官の妄想に過ぎないか魔法学者の教説に基づくものか——は詳らかにし得ない。これはともかく、ピラのテクストにあげられている「子供殺し」「嬰兒殺し」、および絵図一の副図(左方)における「妊婦殺し」がこの「子供の手」魔術に必要な胎児・小児の手を手入することに関わるものだったことは疑いなくろう。

では、何故「子供の手」の粉薬を道具とした魔法魔術が魔女魔術(Magie)とされたのか。パオルス⁶⁾の自白によると、それは粉薬を使用するとき悪魔を喚び出すからなのである。粉薬そのものだけでは何事もなし得ない。「子供の手」魔術は悪魔の召喚によつて始めてその効能——人間・家畜・作物に危害を与える——を持つ。このように「子供の手」魔術はいわゆる降魔の妖術と結び付いたのである。しかも悪魔の呼び出しと

は悪魔との契約を意味した。悪魔の助力を得ることで始めて魔法魔術を行ない得た。魔法魔術を行使するため悪魔と契約を結んだ者が魔女となる。こうしてパオルスの供述をもって、パッペンハイマー裁判の中に「悪魔・魔女」・「悪魔との契約」の諸観念が持ち込まれた。とくにアンナ・ゲンベルにたいする取調べはこのような魔女術を巡る尋問に終始した。⁽⁷⁾

「子供の手」魔術が悪魔呼び出しを通して魔女術に転化する
と云う右のような観念の土台となっていたのが既述ヴィルムヘルム大公一五九〇年九月二四日附訓令が述べたものであった。

訓令の中で、すべての魔法魔術が魔女術と位置づけられ、たとえ魔法が無害のもの、否有益な魔法であろうとも(白魔術)全て魔女魔術と極めつけられて、悪魔と人間との間の契約(Traktat)が存するものとされたのである。有害なる魔法については語るまでもない。このような訓令の基本観念に基づくと、「子供の手」の魔女魔術を巡って、パッペンハイマーの家族が行なった供述は、基本的に、中央政府・礼問官が当時魔法・魔女について抱いた信念——別の言葉で言えば恐怖——に添ったものであったと言えよう。言い換えれば、被礼問者は魔女魔術に關しては訴追委員の欲するところのものを供述せねばならなかった。尋問は礼問官の求めるものが得られるまで続けられた。⁽⁹⁾ここで拷問が大きな働きをしたとは言うまでもない。以上の意味では魔女狩りは「官僚制……」による、無実の人々の大量虐殺の最高の一例、「ステレオタイプを作りあげる人間の想像

力のものすこじ」の一例なのである。⁽¹¹⁾確かにミンヒェン中央政府は被尋問者の供述の裏づけを取らうとしてアーベンスベルクIIアルトマンシュタイン裁判所に検証(Erfahrung)を命じた。が、これは一種の儀式にすぎず、実際には自白の確認に資するものは何ひとつ得られなかった。例えば肝腎の「子供の手」の一片すら、あるいはその粉末とて微塵なりとも発見できず⁽¹²⁾にいた。

パッペンハイマー裁判はこうして、被礼問者が魔法魔術と魔女魔術、悪魔との契約と渾神に問われた点で、魔女裁判であったことになる。礼問官にとつて、魔女術は、窃盗とくに教会窃盗・街道強盗・放火・謀殺などと全く同じように実在するものと信じられていた。古く十三世紀以来教会裁判所において審理の対象となっていた魔女妄想(Witz)は十六世紀以来正規に世俗裁判所において取り扱われるに到り、これによってそれは罪過(Sünde)——魂の——境域を超えて、社会にたいする犯罪(Verbrehen)ともなった。⁽¹³⁾このようにして世俗的犯罪として成立した魔女犯罪は理論的に既述の如く「例外犯罪」(もしくは「非常犯罪(crimina extraordinaria)と位置づけられて、他の特別犯罪、すなわち右述窃盗(教会窃盗を含む)・街道強盗・放火・謀殺などと同範疇の犯行と(否、これら窃盗以下の諸犯罪は悉く魔女罪の所産たる犯罪とすら)見なされた。かくの如き「例外犯罪」の特質は次のことにあった。すなわち(カローリナが定める如き)被告人の手続法的保護に關する諸規定が

もはや顧慮されず、特に自白を得るための強制——拷問——は、これを用いる場合に必要とされた前提の存否問題に煩わされることなく行使し得る。⁽¹⁶⁾

就中魔女罪に限って言えば、拷問は、官憲が被拷問者の中に果く悪魔そのものと闘うのに必要な手段とされた⁽¹⁷⁾。と言うのは、被拷問者が沈黙したまま自白をせず、あるいはかれが拷問官の望むような供述を行なわないのは、被拷問者自身の意思に依るのではなく、悪魔が被拷問者の身体に宿ったためこれによって被拷問者は官憲にたいする抵抗力を授けられたものと考えられたからである。したがって、被拷問者を従順ならしめるには、悪魔を退散させねばならない。拷問はこのために行使されるべき装置であった。因みに拷問官による尋問が常に先ずキリストを喚び出すことによって始まり、更に聖書が皇帝法とくにカロリナと併んで、魔女裁判における法源として援用された⁽¹⁸⁾。拷問が悪魔追放のための道具と見なされたことと根本思想を同一にする。すなわち何が法・不法であるかは依然神の意思によるところであった。この意味では、ハッセンハイマー裁判に携わった拷問官を始め、一六〇〇年時代の法律家たちには、世俗的法観念 (profanes Rechtsverständnis) は未知のものであった (ツンツェ)。⁽¹⁹⁾

(一) M. Kunze, Der Prozess Pappenheimer, S. 288f. の事件を伝える私人の手になる報告文としてツンツェは、本稿紹介の

刷り物以外に、詩形風のピラ一ツ——原本は亡佚。一八七九年出版の一文獻に引用されているところからその内容を知るのみ——と、一六〇四年刊行 Johann Mayr の年代記中の記事とをあげている (S. 288f., 293f.)。

(二) 「妖術使」の意味については、ジャン・パルー (Jean Parlou) 『妖術』(久野昭・文庫タセジニ) 一〇頁が「妖術 (sorcellerie) と「呪術 (magie) との相違に関連して次の如く述べるところを参照。「呪術は悪魔の軍勢に命令を与える術だが、妖術は同じ軍勢に命令を与えようと試みる術だ。呪術師は大神秘の奥義に通じているが、妖術使は小神秘しか知らない。呪術使は師匠で、妖術使は弟子だ」。

(三) パオルス以下六名にたいする判決文には被告人の犯した数々の犯罪が列挙されているが、判決文はそれを大きく二段に分けて述べる。その前段は次の通り (M. Kunze, n. a. O., S. 272)。
 „...dus Sie [=Sechs Persohnen] darzue noch sovi Jung vnd alte Persohnen mit Jren Hoeh verdampfen Teufelischen Salben vmbgebracht vnd erkrimpt. Hagl vnd Schaur Zugericht, das Vieh vnd darzue die waird ver-giffn, in die Keller vnd sonsten Zu Jhren Vnholden Tannzen vnd andern Gottlosen Teufelischen Zuzamen klonften gefahren, darzue auch die Kirchen vnd daraus das hochheilige Sacrament mermalen genau-be, vnd solches oft vnd vimaln aufs aller abscheulichist gannz Tyranischer vnmenschlicher weis geuehrt.“
 一讀して分かるようにこの記されたものは全宗として魔女術

に由来し魔交術と関わる犯罪で、その一つに教念聖器物竊盜が掲げられている。判決文は右に続けて次の如く述べる。これが、後段である。

„Item vund noch über diß alles vil namhafte furschliche gannz muetwillige Mordt vund Prandt begangen. Auch die Leibh Nächstlicher weil gewalt vund Mordtätiger weiß mermalen überfallen, Vnchristlich mit prennen vund aufzuechen dise tractert auf den Strassen vund sonsten merckliche Raubereyen vund diebstal begangen, welche vnerhörte zumal auch gannz vnchristliche greuliche vnd abscheuehliche Hoch verpohne gar verdambte vnd sträffliche thäten, Laster vund greiff, so nit bald bey einigen Menschen alle Zumal sein erfunden worden.“
 かつては、魔女術は関わりを持っていない。

- (4) 右註(一)該当本文で触れた公式記録が次のように「*Mammen*」イヤーの諸犯罪を記している。これを参照。„*Non enim solum latrocinii, sacrilegii, furii, incendarii, rapinae, sed etiam veneficii et omnium pene criminum rei inventi sunt*“。かつては、教会聖器物竊盜 (*sacriliegium*) は略奪、竊盜、放火、強盜と併記され、魔女術 (*veneficium*) はこれらに対置されているのに注意。

- (5) *M. Kunze, a. a. O., S. 121.*
 (6) 「子供の手」の粉薬を一種の毒薬と見れば、アメリカの推理作家 ジェン・ディクソン・カーが『火刑法廷』(小倉多加志訳・ハヤカワ・ミステリ文庫)二四一頁以下で次のように述べるのが、

ここで参照される。「遠い昔から毒薬の使用は魔術の一部と見なされてきたので、△不死の人間△を信じる風潮の起源をさぐるのも困難ではない。△媚薬△とか△憎悪の魔薬△とかも魔術の一種と見られていたので、毒殺者はそれを隠れみゝとして毒殺を行なった——したがって、無害な媚薬を与えることさえ、ローマ法では処罰の対象とされたのである。中世においては異教と同一視された。一六一五年になつてもまだイギリスにおいては、毒殺事件の裁判は、事実上魔術に対する裁判であつた」。

- (7) *M. Kunze, a. a. O., S. 126ff.*

- (8) *M. Kunze, a. a. O., S. 184(Ann. 69, 74), 204(166).* なお「良き妖術師と悪しき妖術師の同時存在と前者より後者への移行の問題」に關して、E・ネーローララヂェリー「歴史家の領域——歴史學と人類學の交錯——」(宮安之丞「思想」七二八—一九八五)五三頁以下参照。

- (9) *M. Kunze, a. a. O., S. 229.* 更に共犯者の供述が相互に一致せねばならなかつた (*a. a. O., S. 230(Ann. 152), 131*)。また被告人の供述は悪魔使者——例えば *M・デルリオ* の如き——の教説とも合致せねばならない (*a. a. O., S. 156, 156*)。拷問(次註(10))を伴つたこのような札問形式の手續は犯罪究明手段としては結局役に立たなかつた。パッペンハイマー流浪者家族を処刑したことが果たして正当であつたか、バオルスたちは眞実有罪であつたのか、それとも無罪だつたのか、自白したような魔女魔術が実際に存在するとケンベルル一家は信じていたのか、かれら放浪者は謀殺、強盜、放火、竊盜などを本当に犯したのか、これらの疑問についてパッペンハイマーの供述録取書は今日に至るまで

何ら明かさず黙秘したままだからである (S. 22, 23)。なお、K・セリグマン・平田寛祝『魔法——その歴史と正体——』(一九六一・平凡社)二六〇頁下段における左の記事を参照。「これら魔女の集会は、どういふ目的をもっていたのだろうか。また、その場合どういふ儀式が行なわれたのだろうか。かなり多くの人たちは、妖術師たちが神秘的にはのめかしているこの宴會を、たしかにおっかなびっくりしながらも、知りたがっていた。われわれは魔女の告白を基にして、その多くの細目を再現することができ。けれども、そのどれもが、じっさいにおこったことと一致するかどうかは、確言しにくい。なぜなら、拷問をうけながらでは、魔女たちは、裁判官の望みどおりのことしか白状しなかつたからである」。

(10) M. Kunze, a. a. O., S. 21 (Ann. 138)。ハッセンハイマーが逮捕の憂を目に企及したのは告発とかれらが予てから被っていた悪評とによつていた。尋問手續において拷問が行使されたのは全く同じこの態度に基づいていた (a. a. O., S. 217)。他に如何なる懲罰も存していなかつた。ここでは、拷問のためには、犯行そのものの具体的な徴表が予め存することを必要とするというカロリナの徴表理論(若曾根健治「中世後期、近世初期刑事手續における自白の一問題——ゲルト・クラインハイアーの命題をめぐって」『熊本法学』四十九号(一九八六)二四九頁注(98参照))は願慮の外にあつた。当時の法学者・裁判官にとってイロハであつた「罪体」(corpus delicti)の理論はそこでは維持されていながら「罪体」論とは左の通りであつた (a. a. O., 23f., 223 (Ann. 10))。自白は犯行「行為者」の存在は証明する。しかし自白が証

明しうるのはこれのみであつて、犯行「行為」そのものの存在 (constare de delicto) は自白によつては証明できない。すなわち、自白を「行為」の存在証明に代えることは不可能である。

「犯行」が発見されたときに始めて「犯人」が捜索されるべきである (Plene de delicto constare debet ante captum)。拷問事例で最も痛ましかったのはクロスターミューラー家族の場合であつた (S. v. Kiezler, Geschichte der Hexenprozesse, S. 190f.)。かれらにたいする拷問は、裁判官がハッセンハイマーたちから拷問を手段に取得した告発による容疑に基づいていいた。クロスターミューラー親子の捕縛・拷問は他のどのような容疑にも根拠を置いていなかつた。告発は例えれば次のような類のものであつた。仕立屋シュメルツルの証言「テッテンヴァンクのクロスターミューラー夫人は彼女の家で雷雨を起こした」アウグスティン・パウマンの供述「クロスターミューラー夫人はわたしを誘惑した」(M. Kunze, a. a. O., S. 21) (Ann. 87, 88)。いずれにせよ以上のような拷問を可能にさせていたのは、偏に「ハッセンハイマー裁判の対象となつていたのが「例外犯罪」、非常犯罪」(後述)であつたことによつていた (a. a. O., S. 228)。

他方、拷問と魔女犯罪との関連(別言すれば「拷問が魔女犯罪を作つた」のか)の問題は具体的な魔女裁判研究の一課題とはなろう。この関連性は否定されるのが今日一般のようである。例えば G. Schormann, Hexenprozesse in Deutschland, S. 124。同じくこの方向から、関連の問題を詳細に論じたのが周知のようにトレヴァー・ローバー「一六・七世紀におけるヨーロッパの魔女熱狂」前掲書一六三頁以下である。「魔女信仰なるものが自身

の発明により自身を呪縛する審問官のアナティシズムとを欲以外のなんの根拠もないと考えてしまつてよいものであらうか。これは信じ難いところである。問題は「層複雑である」(二六七頁)。なお、以上に関連して、次註(11)を参照。

- (11) ノーマン・コーン著山本通訳『魔女狩りの社会史——ヨーロッパの内なる悪魔』(一九八三・岩波書店) 三三三頁以下段。コーンによれば、「魔女とは何であるかというところについて、二つのまったく異なった観念」があり、一つは、「魔女とはとりわけ、超自然的な方法でその隣人たちに害を与える人々」とする農民的観念(三四八頁上段)、他は「魔女とはとりわけ、魔法によつて組織されて串いられた、秘密の陰謀の団体であるセクトのメンバー」と見る当局者(司教、審問官、世俗の役人、法律家)の観念(三四九頁)。大規模な魔女狩りを生み出したのは「サバトの実在と、サバトへの夜間飛行の実在を信じるようになった場所と時期」の当局者であり、そしてサバトに関するこのような「確信」は、拷問の使用を含む異端審問形式の訴訟手続に依拠していた」(三四〇頁)。

- (12) M. Kunze, a. a. O., S. 29ff.
 (13) M. Kunze, a. a. O., S. 19f.
 (14) M. Kunze, a. a. O., S. 143(Ann.70), 168, 197(Ann. 125).
 (15) M. Kunze, a. a. O., S. 174.
 (16) M. Kunze, a. a. O., S. 152(Ann. 151).
 (17) M. Kunze, a. a. O., S. 243ff. 「魔女は悪魔と同盟を結んでゐるばかりでなく、悪魔にたゞしかりと支配されている」と考えられていた。拷問の目的は、そのような悪魔の緊縛を打ち

くだくことであつた」(ノーマン・コーン著前掲書三三三頁上段)。

- (18) 古くこのような見解を示したのが周知のヨハン・ハンス・フェル、Gottsurteil und Folter. Eine Studie zur Dämonologie des Mittelalters und der neueren Zeit, in: Festschrift f. R. Stammeler, Leipzig und Berlin 1926, S. 231—54, insb. S. 266ff.であつた。ただしクンツェ自身はフェル所論の一般妥当性については疑問と云つてゐる(M. Kunze, a. a. O., S. 25f. Ann. 271)。

- (19) M. Kunze, a. a. O., S. 17f.
 (20) 「裁判の二つ二つが、神の諸力と悪魔の諸力とのあいだの闘争であつた」(ノーマン・コーン前掲書三三三頁上段)。「このところ」に拷問適用について見られる一つのシレンマが存する。拷問によつて自白した魔女には「罪を浄め、救済をかち得るチャンス」がある一方で、「神は、無実の人々には、どれほどの拷問を与えられても、それに耐えられるような力を与える」と考えられていたからである(前掲書三三三頁)。拷問使用のもう一つのシレンマは當りまでもなく、拷問は虚偽の供述を誘導する(ヨハン・フェル Verh. M. Kunze, a. a. O., S. 238(Ann. 208))。
- (21) M. Kunze, a. a. O., S. 170(Ann. 10).

七 ミヒャエル・クンツェは『バッペンハイマー訴訟』(一九八二)「まえがき」において、バッペンハイマー裁判は本来は魔女裁判ではなく、むしろ、ニーダーバイエルの一流浪者家族

の(魔女罪をも一つに含んだ)様々な犯罪を対象とした大がかりな「見世物裁判」(Schauprozess)と見通した。⁽¹⁾ パッペンハイマー家の裁判が厳密な意味では魔女裁判には該当しなかったとするのはすでに古くジグムント・フォン・リーツラー『バイエルンにおける魔女裁判』(一八九六)が指摘するところであった。⁽²⁾ クンツェは更にすすんでこの裁判の性格を次のように規定したのである(同著「あとがき」)。

パッペンハイマーとその仲間の裁判とは、街道以外に家を持たぬ犯罪者(街道犯罪者(Strassenverbrechertum))の断罪を意味していた。村と村とを結び町と町を繋ぐ街道の上で暗中飛躍する秘密犯罪者、そして確たる証拠を残さぬために容易に捕捉し得ぬ犯罪者、かくの如き「ラントにとって有害な人間(Land-schädliche Leute)」を処罰するための「身替り」(Stellvertretung)となったのがわがパッペンハイマーの流浪者家族であった。官憲にとつてパオルス・ゲンベルル、その家族、その仲間とは、かれらの中に「街道犯罪」そのものが「擬人化」(personifizieren)されている存在に他ならなかった。ゲンベルル一家の犯罪、およびかれらに向けられた刑事手続は、他の未だ拘引され得ぬ同類の「有害な人間」の犯罪、亦かれらに向けられる手続の「範例」(Exempel)たる意義を担わされた。(パオルスらに宣告された判決、かれらに科された残忍な処刑も同じ性格を担っていた。)したがって、パッペンハイマーの一家が「範例」であるのならば、できる限りこれに多くの犯罪を帰せしめ得れば得るは

ど、それだけ確実に同類「街道犯罪者」の行動を牽制し得ることになる。⁽³⁾ これを要するにパッペンハイマー裁判における根本の思想は、未だ官憲の網にかからぬ百鬼夜行の「ラントにとって有害な人間」の群れを「威嚇すること」(Abschreckung)にあり、このような同類にたいする見せしめのために、パオルスとその家族を効果的に葬り去ることにあった。このために礼官は、偶々運よく捕捉し得た流浪者家族——したがって、特にパッペンハイマー一家でなければならぬわけではなかった——を、後々に到るまで全ラントで広く評判となる程度に「模範的に(exemplarisch)」処罰する必要がある⁽⁴⁾。

パッペンハイマー裁判が「範例」裁判であったことはビラのテクスト結文が示す通りである。「神は、敬虔なる人びとの都てが、同類の輩からその身を護られけんとするを、かつ亦、同種の犯罪に取り憑かれたる者らが斯くの如き戦慄すべき見世物を潮に恐怖に陥りてこの事を基に改心を果たし……信仰厚き生活を始めんとするを望むものとぞ言へり」⁽⁵⁾。ここには裁判の目的ないし本旨が、パッペンハイマー裁判を「実例」にして、(一般の人びとではなくて、むしろ)パッペンハイマーと「同類の輩」(Gleichen Tüseln)がパッペンハイマーが行なった「同種の犯罪」(Gleichen Verbrechen)に走るのを制止することにあつた点がいみじくも言い表わされている。そして「同類の輩」とは「流浪者」(放浪の「賤民」・「下層民」)であり、街道を徘徊し町・村・定住者(市民・農民)に危険をもたらす「ラント

にとつて有害な人間であった。パッペンハイマー裁判が目差したところは、パオルスやその家族、その幾人かの仲間と言つた個々の犯罪者を領邦から葬り去ることだけに止まらず、いわば一個の職業身分を形成した「有害な人間」そのものの駆除にあつたのである。われわれのビラのひとつの意義は、パッペンハイマーにたいする裁判がこのような職業身分にある者の処罰を意図した「実例」裁判であつたことを教えてくれているところに存する。

ところで、ビラでは、パッペンハイマー家族・仲間の犯罪は魔女術に由来するものと、魔女術に由来せぬものとに分けられている。例えばパオルスの場合をとれば、同じく謀殺でも、前段の「嬰兒」(〇〇人、老人十人を身の毛もよだつ魔術を以つて (mit greulichem Zauber) 不具たらしめ、卑劣にも殺害したり)と、後段の「四十四人も人間を自らの手によつて方尽くで謀殺したり」とでは事情は異なる。後者は魔術の力に頼らず「自らの手によつて (mit eigener Hand) なされた、秘密犯罪としての殺人である。パオルスの他の犯罪、すなわち地下室潜入、教会強盗(教会窃盗を含む)、放火、夜間の押込み、街道襲撃、路上窃盗などはほぼ全て秘密犯罪——不名譽犯罪・破廉恥犯罪——に属した。これらの秘密犯罪についてはパオルス以外の有罪者についても状況は大略同様である。他方魔女術による犯罪としては身体毀傷や謀殺以外には、雹・雷雨を起こし家畜・牧草に毒を盛る行為があげられている。(8)

ビラにその回数を仰仰しく掲げられた秘密犯罪が、魔女犯罪と共に、「例外犯罪」・「非常犯罪」と位置づけられ、被告人は殆んど無制約な拷問の適用に晒されたのは、それら両罪が直接國家を脅かす性格の犯罪であり官憲がその鎮圧にとりつけて強い関心を抱いていたことによつた。(8a) ビラ結文「神は……望むものとぞ言へり」の表現は魔女犯罪・秘密犯罪が濟神の行為を意味したことを暗示している。他方では一六〇〇年時代バイエルンの官憲においては次のようなテーゼが妥当していた。

「神を冒瀆せんとする者は同時に神の世俗代理人たる大公を蔑する」とのテーゼがこれである。領邦國家はこの観点から両犯罪を國家にたいする叛逆と捉え、これの断罪に力を注いだ。

さて問題となるのは、パッペンハイマーが関わつた魔女犯罪と秘密犯罪とが如何なる関係にあつたかである。この点に関してはクントツニの所論は必ずしも明瞭とは言ひ難い。すなわち著者は一方で(a)次のように述べている。「官憲は、魔女の鎮圧を、徹頭徹尾「換言すれば第一義的には」國家によつて行なわれる異端者にたいする迫害 (strafliche Ketzerverfolgung) と捉えており、「これに反し」『有害な人間』からの防御 (Abwehr 'schädlicher Leute') としては第二義的にしか考へてはいなかつた。(9) これによると、「異端者」と「有害な人間」とが分けられ、前者のもとに「魔女」が理解せられている。これを逆から言えば、著者は「有害な人間」を魔女犯罪者とは別の秘密犯罪者と捉えようとしており、そして更に既述紹介の通り、パッペ

ンハイマー裁判をこのような「『有害な人間』からの防衛」を
目論んだ裁判——しかも「事例」裁判——と特徴づけようとし
ている。クンツェはパッペンハイマーが関わった犯罪としては
第一義的に秘密犯罪（換言すれば街道犯罪）を考えた。

他方で（b）クンツェは以下のようにも言う。「一六〇〇年
七月二十九日の」判決文（の内容）は、尋問記録書から推測でき
る次のことを裏づけている。魔女魔術の犯罪は他のあらゆる犯
罪——たとえこれが戦慄すべき謀殺放火であろうと幾百と犯さ
れた謀殺であろうとも——を圧倒した。すなわちこれらの諸犯
罪よりもはるかに、較べようもない程いまわしい、かつ最も重
い罪は悪魔との盟約（Teufelbund）の中にあつたのである。
『悪霊』と交渉を持つ者が他の最もいまわしき行為をも犯すと
いうことは殆んど公然自明のことであつた。⁽¹¹⁾ここでは、パッ
ペンハイマー家族の犯罪の中核は魔女犯罪に置かれていること
が分かる。

右の（a）（b）両命題の關係はどのように考えればよいの
か。これについてはクンツェが、（b）に引用した文章に続け
て次の如く指摘するところが参照される。すなわちパッペンハ
イマー裁判にとって「特有なことは、パッペンハイマーにたい
する判決の核をなしたこのような『魔女魔術による』犯罪につい
ては、この放浪者家族が嫌疑を被つた他のすべての犯罪の場合
とは異なつて、『断罪のための』確たる法的根拠が何ら存在しな
かつた点にあると思われる。[しかし礼問官ら]当時の法学者た

ちは明らかにこのようには考えなかつた。それでなければ、判
決文が選りに選つて魔女魔術を主犯罪と位置づけこれに頼るよう
なことはしなかつたであろう。クンツェのこの文章は重要であ
る。判決起草者はパッペンハイマーについて魔女犯罪の決め手
がないにも拘わらずこれが存すると装つたと著者は見ているよ
うである。そうとすると、このところは、マリア・ホルの釈放に
おいてネルドリンゲン市当局が「寛裕と慈悲心を装つた」⁽¹²⁾のを
思い起こさせるし、一層大事な点は、パッペンハイマー裁判を
魔女裁判ではなく、街道犯罪者の鎮圧を目差したものとクン
ツェが主張する根拠は裁判当局の正にこのような「装い」に求
められていることである。すなわち、パッペンハイマー裁判は
実際には、街道を根城とし流浪する者の秘密犯罪を処罰せんとす
るものであつたにも拘わらず、官憲・法学者の思惑はそれを魔
女犯罪にたいする裁判へと仕立て上げた。右記（a）（b）両
命題間の關係、延いてはパッペンハイマーが関わつた魔女犯罪
と秘密犯罪との關係はクンツェによれば以上の如くであつたと
思われる。

裁判当局者のこのような思惑は、アウクスブルク市民ミヒャ
エル・マンガーが印刷せるビラの附図、とくに図一（しかも主
図）に表明されているものでもある。ここでは、悪魔との契約
——魔女犯罪——がテーマとなつて前景に飛び出している。パ
イエルン領邦において漸く魔女迫害の開花期を迎え魔女術が広
く人の口に登るに到つた時代にあつては、觀衆の興味を喚起す

べく附記せられる絵図において魔女犯罪を主題として前面に押し立てることは、非定住者・街道流浪者なるものの有害性を一層際立たせ、人びと——とりたてて対象となるのはパッペンハイマーと「同類の輩」——に強く印象づける上にすぐれて効果があったであろうし、それはまた司直にとつても願うところであったであろう。われわれのビラのもう一つの意義はこの辺のところにもあるであろう。

ただ最後に、クンツニがパッペンハイマー裁判に与えた特徴について、積極的に論証が十分なされているかは必ずしも自明ではない。著者はオットー・フォン・ツァリンガーの研究(一八九五)を引き、パッペンハイマーの放浪者家族を職業的犯罪者(常習犯人)たる「ラントにとつて有害な人間」に算え入れた。そしてこれにたいしては伝來的に「即決手続」(Kurzverfahren)が適用されたことも認める。⁽¹⁵⁾「有害な人間」の断罪手続は大公領バイエルンにおいてはいわゆる「七人による宣誓手続」の形態をとつて⁽¹⁶⁾二八年七月六日バイエルン・ラント平和令に始めて出現した。「ラントにとつて有害な人間」にたいする刑事裁判——ここに言うまでもなく拷問手続は問題となつていなかった——が十六世紀末葉に到るまでに如何なる発展・変容を遂げ、パッペンハイマー裁判の糾問手続にどのように繋がっているのかは、頗る興味を惹く問題である。またこの問題は、定住者、非定住者にたいする手続形態間の相違の問題と深く関わつてゐる。クンツニがマムンハイマー裁判に

特殊街道犯罪者にたいする手続を見ようとするのならば、この問題をも考察の中に加える必要があつたのではないだろうか。

- (1) Michael Kunze, Der Prozess Pappenheimer, S. 1.
- (2) S. v. Riezler, Geschichte der Hexenprozesse, S. 199. 「いざ、」についてはマムンハイマーは「下賤の犯罪者」(gemeine Verbrecher)と評されてゐる。
- (3) M. Kunze, a. a. O., S. 296.
- (4) M. Kunze, a. a. O., S. 78. Vgl. Michael Schattenhofen, Der Tod durch den Henker, in: S. Meuker (Hrsg.), Die letzte Reise, 1984, S. 173 (exemplarischer Hexenprozess).
- (5) なお、ビラの表題中の「これは、悪人には恐怖となり、しかして敬畏なる人びとには警めとならんと眼に入るものなり」の文言も参照。
- (6) M. Kunze, Straße ins Feuer, S. 128—9は「判決文中、六人の被告人を示す文言 gegenwertige menglich zu einem offenen Ekzempt fürgestalt Sechs Persohnen」や、更に被告人らの犯罪によつてラントが災いを蒙つたことを表わす文言 „Statt, Landt vnd Leith oft müssen not leiden.“ に着目し、この点の論述にあびてゐる。
- (7) この点はすでに判決文について見たところである(前項(六)註(5))。なお、これに関連して言い添えておけば、判決文全体の論調は液神・魔女術断罪の方に力点が置かれてゐる。このことは判決文前文に次の如く明瞭に出ている。„Nachdem mit we-niger die Gotlich Heilig schrift als auch die allgemeine

Kaiserliche Recht, Insbesondere aber die heilsame von dem……Khyser Carh dem Fünften……publicirte vnd angenommene Peinliche Heilgerichtsordnung die Hoch verbotne, abschleichliche vnd erschrickliche Sünd der Zauberey vnd Haxerey, zumaln aber die Verlangnung vnd Absagung der Götlichen Mayestelt vnd seines ganzen himlischen Hörs, mit den scherffisten vnd schrecklichsten straffen so einem Menschen anzutun vnd also mit dem Brandt hincerichen statuiren vnd vorordnen……また、魔女犯罪を列挙した前段(戻法)に「魔女の夜長」があげられてくるのも注意。

- (8) 「世界は神によって支配されているのであつたが、この世界には一般法則というものがあつた。たとえば、ニュートンの法則も、その一般法則の枠内において説明し得るのだといつた考え方が「十七世紀後半以降」次第に力を得てきますと、毅の被害や家畜の死を、悪魔とその手先である妖術師の仕業とするなどは不合理なこととなつた」(E. ルロワ・ワラチェリ「歴史家の領域」前掲書、五回頁下段以降。〔 〕は引用者)。
- (9) M. Kunze, Der Prozeß Puppenheimer, S. 202 (Anm. 154, 155)。
- (10) M. Kunze, a. a. O., S. 192。
- (11) M. Kunze, a. a. O., S. 203。
- (12) 『熊本法学』四十五号、八二頁上段。
- (13) 実際上、魔術師、魔女として処刑された者の極めて多くが職業

的・職業的犯罪者 (Gaurer)・詐欺師であり、ギャンブルなどの者も同様と指摘されている。また、Friedrich Christian Benedikt Avé=Lalleman, Das deutsche Gaunertum in seiner sozialpolitischen, literarischen und linguistischen Ausbildung zu seinem heutigen Bestande. Neu herausgegeben v. Max Bauer, I, München u. Berlin 1914, S. 13, 66 以下及び Jungwirth, Fahrten des Volk, in: Handwörterbuch des deutschen Aberglaubens, II, Berlin/Leipzig 1929—30, Sp. 1134 以下を参照。

(14) O. v. Zallinger, Das Verfahren gegen die landschädlichen Leute, Innsbruck 1895, S. 2。

(15) M. Kunze, a. a. O., S. 215 (Anm. 65, 66)。

(16) 若曾根健世「チーオールド・リンドナー『メモアール』序説」『熊本法学』五十号(一九八六)一三〇頁註(17)参照。

〔付記〕本稿における「ミカエル・クンツェ (Dr. Michael Kunze) 著『ハンセン・ハイマー訴訟』の紹介」およびそれにたいする論評の一部は、すでに一九八三年七月二十五日キョーベン・ヒン大学ステーン・ガニエ教授 (Prof. Dr. Sten Gagné) の「予備演習」(Proseminar) によつて行なつたセッションのものであり、一九八七年一月八日